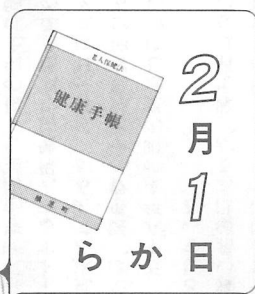


⑤ 広報よこしば



二月一月から老人保健法が実施され、七十歳（ねたきり老人の場合は六十五歳）以上の人はすべてこの新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

この法律のねらいは、わが国の平均寿命が急速に伸びて、世界でもトップクラスの長寿国となったところから、みなさんに健康で快適な老後を過ごしていただくとうと定められたものです。

したがって、この老人保健法は老人の医療だけではなく、四十歳以上の方を対象として、各種の健康教育、健康診査、健康相談、訪問指導など、壮年からの健康づくりのための事業を積極的に実施していくことになっています。

また、今までとかく、不公平とされていた老人医療費の負担について、これからは国民みんなが公平に負担し合おうということになりました。さらに今まで、お年寄りのみな

老人保健法がスタート 医療費は一部有料に

さんが、安心して医療を受けられるようにと老人の医療費を無料としてきましたが、無料であることの弊害もでてきたため、今後は老人のみならずにも健康に対する自覚をもっていたいただき、適切な受診をお願いする趣旨から医療費の一部を負担していただくことになりました。

それでは、お年寄りのみなさんが、今後、お医者さんにかかる場合の手続きなどがどのように変わったかと申しします。

健康手帳の交付
従来の老人医療費受給者証にかわり、町から新たに「健康手帳（医療受給者証を含む）」が交付されます。医療費の一部負担

無料であった医療費は、二月から一部負担金を支払うことになりました。

○通院（外来）の場合
同一の医療機関について一か月四百円を各月の初診日に支払います。



○入院の場合

一日三百円です。ただし同一病院・診療所で二か月を超えて入院したときは、二か月（被用者保険本人の場合は五十日）を超える期間については無料となります。

医療を受けるには
今までは「老人医療費受給者証」と「健康保険証」を病院や診療所などに提出していましたが、

年金の相談に 普及指導委員

国民年金制度の普及推進を目的に、次の方々が指導委員として活躍されていますので、国民年金についての疑問点や悩み事があれば、遠慮なくご相談ください。

早めに請求 年金いろいろ

国民年金では、加入していた人が年をとったり、病気・ケガのため日常生活動作が困難になったとき、あるいは、ご主人と死別して母子家庭になったときなどに、本人や遺族の生活の安定をはかるため、いろいろな年金が支給されることになっています。

しかし、これらの年金は、本人からの請求があつて初めて支給されることとなりますので、次のどれかに該当していると思われると

二月からは「健康手帳」と「医療受給者証」、そして「健康保険証」の三つが必ず必要となります。

※くわしいことは、役場福祉保健課（二一—二一—）へお問い合わせください。

※くわしいことは役場住民課（二一—二一—）までお問い合わせください。

国民年金普及指導委員

（敬称略）

氏名	住所	電話	担当区域
萩原清二	寺方	二一〇五一八	大総
本間重寿	上町	二一〇七三九	上町
島田 繁	古川	二一〇七九五	本町・古川・両国新田・東町
加藤信慶	栗山	二一五五七七	栗山
澤田 弘	栗山	二一四六〇六	栗山
伊藤敬一	北清水	二一八四四四	北清水・鳥喰
実川豊次	南川岸	二一六四三三	新島・屋形

年金の種類	支給要件
老 齡 年 金	保険料を25年以上（生年月日により24年から10年に短縮）納めた人が65歳になったとき（又は保険料支払免除を受けた人）
通算老齡年金	国民年金・厚生年金・共済組合等公的年金に加入した期間および配偶者期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったとき
障 害 年 金	一定期間以上保険料を納めている人が、病気やケガをして障害者になったとき（2級以上の障害）
母 子 年 金	一定期間以上保険料を納めている妻が夫と死別し、18歳未満の子と生活しているとき
準母子年金	一定期間以上保険料を納めている女の人が、夫や父、息子をなくし、18歳未満の孫や弟妹と生活しているとき
遺 児 年 金	一定期間以上保険料を納めていた父や母が亡くなり、18歳未満の子供だけが残されたとき
寡 婦 年 金	老齡年金を受けられる条件を満たしていた65歳未満の夫が死亡したとき、妻に60歳から65歳まで支給
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき なお、母子年金を受けるときには、支給されません